

第 21 回大阪地方労働審議会港湾労働部会 議事録

- 1 日 時 令和 4 年 1 月 18 日 (火) 13 : 30 ~ 15 : 30
- 2 場 所 大阪労働局第 2 庁舎 18 階 大会議室
- 3 出席者 公 益 委 員 : 石黒委員・坂西委員・高橋委員
労働者委員 : 足立委員・佐竹委員・畠山委員・
樋口委員・三宅委員
使用者委員 : 川田委員・栗田委員・中谷委員
専 門 委 員 : 近畿運輸局海事振興部貨物・港運課
寺地課長 (代理出席)
大阪港湾局 田中局長
事 務 局 : 大阪労働局職業安定部職業対策課
廣瀬課長・八又課長補佐・川岸係長・
福田班長・植田係員
大阪港労働公共職業安定所
宮田所長・木戸課長・古賀係長
オブザーバー : (一財) 港湾労働安定協会大阪支部
廣木支部長
随 行 者 : 近畿運輸局海事振興部貨物・港運課
奥田課長補佐・藤原係長
大阪港湾局計画整備部振興課
阿曾係長
- 4 議 題 (1) 大阪港における港湾雇用安定等計画の取り組み状況
について
(2) 港湾労働者派遣制度の活用状況等について
(3) その他

5 議 事 以下のとおり

(八又補佐)

それでは定刻となりましたので、第21回大阪地方労働審議会港湾労働部会を始めさせていただきますと思います。

本日は非常に寒さの厳しい中、また、コロナ関係でも感染者が急増しているというような中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。本日は感染防止に努めて進行していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。私、本日の司会を務めさせていただきます大阪労働局職業安定部職業対策課の八又と申します。一つよろしくお願いいたします。

それでは部会の開会に先立ちまして、当課課長の廣瀬の方から事務局を代表しましてご挨拶をさせていただきますと思います。廣瀬課長、よろしくお願い致します。

(廣瀬課長)

皆様こんにちは。大阪労働局職業対策課長の廣瀬でございます。第21回大阪地方労働審議会港湾労働部会の開催にあたりまして、ご挨拶をさせていただきます。また、飛沫感染防止ということで、申し訳ございません、私、着座して挨拶の方続けさせていただきますのでご了承ください。

本日は何かとご多忙のところ、また、司会の者も申しておりましたけれども新型コロナウイルスの変異型、オミクロン株の感染拡大が急激に進んで、不安が募る中、本部会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃から大阪労働局の業務運営、とりわけ港湾労働行政の推進に格別のご理解とご協力を賜っておりますことを重ねて厚く御礼申し上げます。本日の会議では基本的な感染防止策の他に空気清浄機を置いておりますが、この当ビルは窓の開閉が出来ません。そのために、会議室の空気循環をよくするために大型の扇風機2台とサーキュレーターで隣の部屋に空気を逃がすようにしております。暑いとか寒いとかありましたらご遠慮なくお申し付けくださいませ。また、マイクについては使用の都度、係員が除菌ティッシュで拭きますので、ご発言までに少しお時間いただくかも分かりませんがよろしくお願い致しますませ。

さて、最近の経済情勢ですが、令和3年12月の内閣府の月例経済報告におきまして、「景気は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和される中で、このところ持ち直しの動きがみられる。」とされています。ただ、先程から話が出ていますが、感染拡大、急激に増えております。今日発表予定の令和4年1月の内容では多少表現が変化している可能性もあるのではないかと考えております。また、雇用失業情勢でございますが、直近の大阪における完全失

業率は、令和3年7月から9月の推計値となりますが、3.6%と前年同期と比べると0.3ポイント低下となり改善しております。大阪における令和3年11月の有効求人倍率につきましては、1.13倍と前月より0.01ポイント上昇となっております。当局におきましては、「現下の雇用失業情勢は、求人が底堅く推移する中、求職者が引き続き高水準にあり、厳しさがみられる。」と分析しております。コロナ禍の中、予断を許さない状況ではございますが、私ども大阪労働局としましては、今後の展開を注視しながら、港湾雇用安定等計画に基づき、港湾労働者の雇用秩序の確立と維持に向けた取り組みを引き続き実施して参ります。

本日の議事内容でございますが、次第のとおりでございます。「港湾労働者派遣制度の活用状況等について」は、一般財団法人港湾労働安定協会の廣木支部長からご説明いただきます。

また、その他として近畿運輸局の寺地課長からもご説明いただく予定としております。

結びになりますが、本日の部会が実りあるものとなりますように皆様方からの忌憚のないご意見等をお願いいたしまして、私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(八又補佐)

廣瀬課長ありがとうございます。それでは、冒頭本日お配りしております資料の確認の方をさせていただきたいと思っております。失礼ながら着座にてご案内させていただきます。

お手元にお配りしている資料なんですけれども、上から順番に、本日の部会の次第、配席図、出席者の名簿、当部会の委員の名簿、その後に規程としまして3種類、左肩ホッチキス止めになっている2種類、地方労働審議会令が1部、大阪地方労働審議会運営規程、その後にA41枚もので当部会の運営規程というふうになってございます。その下に説明資料としまして、表紙を1枚お付けしまして大阪労働局当局からの説明資料としまして(1)と(2)それぞれ左肩ホッチキス止めになっております。続きまして、一般財団法人港湾労働安定協会様からの説明資料、これも左肩ホッチキス止めになっております。最後に近畿運輸局様の説明資料となっております。あと、別途参考資料としまして、今年の港湾労働法遵守強化旬間に係る資料としまして、3種類、写真をお付けしておるA42枚もの、大阪港のハローワークの方でプレス発表しております旬間のプレス資料、マリタイムデーリーニュースに旬間の記事が掲載されましたのでそちらを参考にお付けしております。参考資料の最後には、六大港の常用港湾労働者数というところで資料をお付けしております。ちょっと足早な説明になりましたが、ご不足等ございませんでしょうか。ございましたら挙手いただきましたら事務局の方

からお持ちさせていただきます。

よろしいでしょうか。それでは続きまして、本日ご出席いただいております委員の皆様のご紹介になるんですけども、お配りしております出席者名簿順にご紹介をさせていただきたいと思いますので、お手元に出席者名簿の方ご覧いただければと思います。それではまず、公益代表委員の石黒委員でございます。

(石黒委員)

石黒です。よろしくお願いいたします。

(八又補佐)

続きまして同じく坂西委員でございます。

(坂西委員)

坂西でございます。よろしくお願いいたします。

(八又補佐)

同じく高橋委員でございます。

(高橋委員)

高橋でございます。よろしくお願いいたします。

(八又補佐)

続きまして、労働者代表委員をご紹介させていただきます。足立委員でございます。

(足立委員)

足立でございます。よろしくお願いいたします。

(八又補佐)

佐竹委員でございます。

(佐竹委員)

佐竹でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(八又補佐)

畠山委員でございます。

(畠山委員)

畠山です。

(八又補佐)

樋口委員でございます。

(樋口委員)

樋口です。よろしくお願いいたします。

(八又補佐)

三宅委員でございます。

(三宅委員)

よろしくお願いいたします。

(八又補佐)

続きまして、使用者代表委員をご紹介します。川田委員でございます。

(川田委員)

川田です。よろしくお願いいたします。

(八又補佐)

川田委員におかれましてはですね、今回から新たに委員として就任いただいております。よろしくお願いいたします。

同じく、栗田委員でございます。

(栗田委員)

栗田でございます。よろしくお願いいたします。

(八又補佐)

同じく、中谷委員でございます。

(中谷委員)

中谷です。よろしくお願いいたします。

(八又補佐)

続きまして、専門委員をご紹介させていただきます。竹村委員の代理としましてですね、近畿運輸局海事振興部貨物・港運課長の寺地様にご出席いただいております。

(寺地課長)

寺地でございます。よろしく申し上げます。

(八又補佐)

同じく専門委員の田中委員でございます。

(田中委員)

田中でございます。よろしく申し上げます。

(八又補佐)

なお、公益代表委員の飴野委員、使用者代表委員の高橋委員と山尾委員につきましては、本日所用により、欠席のご連絡をいただいております。

また、本日は、一般財団法人港湾労働安定協会大阪支部長の廣木様にオブザーバーとしてご出席いただいております。

(廣木支部長)

廣木でございます。どうぞよろしく申し上げます。

(八又補佐)

あと随行者と事務局につきましては、お手元の出席者名簿にてご確認いただくというところで、ご紹介に代えさせていただきたいと思っております。よろしく願いたいいたします。

それでは、引き続きまして定足数についてご報告させていただきます。本日の委員の出席状況につきましては、公益代表委員が3名、労働者代表委員5名、使用者代表委員が3名、合計現時点で11名の委員のご出席をいただいておりますので、当部会の運営規程及び地方労働審議会令第8条第1項の規定により、本部会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

なお、部会の運営規程第5条によりまして、本日の議会については議事録の開示等々を含めまして原則全て公開となっております。当局のホームページで掲載することを予定しておりますので、併せてご報告申し上げます。なお、議事録

の作成上ご発言につきましては、録音させていただきたく存じますので予めご了承くださいますようお願いいたします。また、冒頭廣瀬の挨拶からもありましたとおり、ご発言いただく際には挙手いただきましたら、事務局の方からマイクの方をお持ちさせていただきますのでマイクのご使用をよろしくお願いいたします。また、従前は、議事録を公開するにあたって署名人につきましては部会長様より御指名いただいて、署名人としてご署名いただいていたところなんですけれども、部会の運営規程が改正されまして、今回から議事録への署名が不要になっておりますことを併せて報告させていただきます。

それでは、議事の方に進んで参りたいと思いますが、議事運営につきましては、運営規定の第4条に基づき、部会長である石黒委員をお願いいたします。それでは石黒委員、進行の方よろしくお願いいたします。

(石黒委員)

どうもありがとうございます。石黒でございます。本日は大阪港における港湾労働者の雇用の安定と福祉の増進という観点から、皆様より忌憚のないご意見を頂戴したいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。本日の議題は「大阪港における港湾雇用安定等計画の取り組み状況について」と、「港湾労働者派遣制度の活用状況等について」となっております。

まず、「大阪港における港湾雇用安定等計画の取り組み状況について」事務局から説明させていただきます。ご意見、ご質問等につきましては、後ほど時間を設けておりますのでよろしくお願いいたします。また、年明けから新型コロナウイルス感染者が増加傾向にあることも踏まえ、効率的に議事を進行して参りたいと思っております。各委員とも円滑な議事進行にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。それでは事務局よりご説明をお願いいたします。

(川岸係長)

大阪労働局職業安定部職業対策課の川岸と申します。いつもお世話になっております。よろしくお願いいたします。

それでは、議題の1番目といたしまして、「大阪港における港湾雇用安定等計画の取り組み状況について」、私の方から大阪労働局説明資料の(1)と(2)の内容につきましてご説明の方をさせていただきます。着座にて説明の方させていただきます。

それではお手元の方に大阪労働局説明資料の(1)と(2)をご用意いただけますでしょうか。まず、説明資料(1)の方は、港湾雇用安定等計画及び大阪港における取り組み状況でございます。そして、説明資料(2)は、その詳細資料

となります。併せてご覧いただきますようお願いいたします。

それでははじめに、説明資料の（１）となりますが、こちらの港湾雇用安定等計画でございますが、こちら港湾雇用安定等計画は港湾労働法第３条におきまして、「港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進に関する計画を策定すること」となっております。

この計画に定める事項は、大きく４点ございまして、まず１点目といたしましてはこちらの３ページにございますが、３ページの左側、真ん中からちょっと上の「２港湾労働者の雇用の動向に関する事項」、これがまず１点目の計画に定める事項となっております。もう１点、２点目ですが、４ページの方をご覧ください。４ページの左側の真ん中からちょっと上の項目でございます。「３労働力の需給の調整の目標に関する事項」でございます。これが２点目ということです。３点目でございますが、少し飛びまして７ページをご覧ください。同じく７ページの真ん中から左の中段くらいに「４港湾労働者の雇用の改善並びに能力開発及び向上を促進するための方策に関する事項」となっております。これが３点目でございます。最後４点目でございますが、９ページをご覧ください。９ページの左側の上の方に「５港湾労働者派遣事業の適正な運営を確保するための方策に関する事項」、以上４点が、この港湾雇用安定等計画に定める事項ということになっております。なお、この現行の計画につきましては、令和元年度から令和５年度までの５か年の計画となっております、今年度は計画の３年目となります。今年度の大阪港における取り組み状況につきまして、項目としましては「港湾労働者の雇用の動向に関する事項」と、「雇用秩序の維持」ということを中心にご説明をさせていただきます。

それではこの説明資料そのまま（１）の表紙をめくっていただきまして、１ページをご覧ください。見方としましては、この真ん中左側が計画の内容になってまして、右側が今年度の大阪港における取り組み状況という見方となります。

まず１番目、「計画の基本的な考え方」といたしまして、「（１）計画のねらい」、「（２）計画の背景と課題」がございまして、２ページ目、３ページ目と続いております。３ページをご覧くださいと、３ページ目の上の方の「（３）計画の期間」でございますが、先程も申し上げましたとおり、平成３１年度から平成３５年度、つまり令和元年度から令和５年度までの５か年の計画となります。

続きまして、その下の大きな２番「港湾労働者の雇用の動向に関する事項」でございます。「（１）港湾運送量の動向」ですが、令和２年度における大阪港の船舶積卸量は、約９６百万トンでございまして、令和元年度の約１０１百万トンから約４．９％減少しております。この辺りは、後ほど近畿運輸局様からご説明いただく予定としております。

続きまして、その下の「（２）港湾労働者の雇用の動向」の「イ労働者数」で

ございます。令和3年11月末時点の大阪港における常用港湾労働者数は、7,125人となっており、前年同月の7,195人と比較しまして約1.0%減少しております。

ここで、説明資料(2)の資料1をご覧ください。この説明資料(2)の資料1につきましては、大阪の港湾労働者数の推移を記載しております。これは、各年度末、3月31日時点の数字となっております。右側の合計欄をご覧くださいますと、一番下の令和2年度末時点では7,134人となっております、その上の令和元年度末7,135人と、ほぼ同数となっております。

続きまして、この次めくっていただきまして、資料2をご覧ください。こちらの資料2の資料、こちらは大阪だけでなく六大港のデータとなっております。上段の常用港湾労働者数は、令和3年3月末現在の数字でございます。一番右の六大港合計の常用港湾労働者数は34,466人となつてまして、前年同月、その下の行の34,205人と比較して0.8%の増加、微増となっております。次に六大港別に見ていきますと、左から東京港は、4,629人で前年同月から1.1%の増加、横浜港は8,234人で昨年同月から1.2%の増加、名古屋港は、5,505人で昨年同月から0.1%の増加、大阪港は、7,134人で昨年同月とほぼ同数、神戸港は、5,517人で昨年同月から0.7%の増加、最後ですが、関門港は3,447人で昨年同月から2.0%の増加というような状況となっております。このように、令和3年3月末の常用港湾労働者数は前年同月と比較しまして、横ばいか微増の状況ということとなっております。

また、資料変わってきますが、本日の机上配付資料といたしまして、別立てでお渡ししています資料の1番最後のページに、過去5年間の常用港湾労働者数の推移をグラフ化したものをご用意しておりますので、こちらまたご参考にしていただければと思っております。

それでは説明資料の(1)、港湾雇用安定等計画の方に戻っていただけますでしょうか。そちらの3ページの方をご覧ください。3ページの右側の真ん中右の方の一番下「口就労状況」でございます。大阪港における港湾労働者の令和2年度の月間平均就労延数は125,679人日となっております、令和元年度に比べて0.6%減少しております。その内、常用港湾労働者の占める割合は99.7%ということとなっております。

詳細につきましては、すいませんが説明資料(2)の資料2でございます。先程上段の六大港の常用港湾労働者数をご覧くださいましたが、下段の六大港の港湾労働者就労状況をご覧ください。令和2年度の月平均となっております。令和2年度の六大港の月平均就労延日数の合計は547,835人日となっております。ちょっと表にはございませんが前年度比で1.2%の減少ということになっていきます。内訳としましては、常用労働者が、530,555人日で前年度比では0.9%の

減少となっています。派遣労働者が1,830人日でこれも前年度比で言えば14.9%の減少、日雇労働者が15,449人日で前年度比10.1%の減少と、すべて減少ということになっております。

そして、大阪港の状況を申し上げたいと思いますが、資料3をご覧ください。上の表の大阪港港湾労働者就労状況表です。そちらの中段あたりに、令和2年度の月平均の状況がありますので、そちらをご覧ください。令和2年度月平均の就労延数は125,679人日でございます、そのうち、その右になります、常用労働者は125,268人日、その横、派遣労働者は346人日、その横、日雇労働者が65人日でございます、その右側の就労形態の比率で見ますと一段上の令和2年度合計のところになります、常用労働者が全体の99.7%の比率、派遣労働者が0.3%、日雇労働者が0.1%の比率ということになっております。月別の就労延数ですが、表の左側に合計を記載しております、カッコ内の数字は対前年同月の増減でございます。令和2年度の就労延数は、合計で前年度比0.6%の減少でございます。それぞれ、その横の常用労働者が前年度比0.5%の減少、派遣労働者が前年度比23.4%の減少、日雇労働者が前年度比15.0%の増加となっております。その資料3の一番下のグラフを見ていただきたいんですけど、大阪港の港湾労働者の月別の就労日数の推移というものをですね、平成30年、令和元年、令和2年度別に折れ線グラフにしております。ご覧のように、港湾労働者の就労日数につきましては、月によって波動性があることがうかがえるところでございます。

ちなみにですね、1ページ戻っていただきまして、資料2の方をもう一回ご覧いただければと思います。あらためて資料2の下の表、六大港港湾労働者就労状況令和2年度月平均の表をご覧くださいまして、その令和2年度における就労形態の六大港の比率は、下段の右側でございますが、一番下、常用労働者が96.8%、派遣労働者が0.3%、日雇労働者は2.8%となつてまして、日雇労働者の割合は全国平均が2.8%となっていることに比べまして、大阪港は0.1%と少ない状況になっております。

では、説明資料(1)に戻っていただきまして、4ページをご覧ください。4ページの右側「二港湾労働者の年齢構成」でございます。令和3年11月末現在の数字ですが、30歳未満が1,131人で構成比は、15.9%、30歳以上40歳未満が1,526人で構成比は21.4%、40歳以上50歳未満が1,965人で構成比は27.6%、50歳以上が2,503人で構成比は、35.1%となつてます。全体の平均年齢は43.60歳となつてまして、前年度43.34歳より若干高くなっております。

詳細につきましては、説明資料(2)の資料4をご覧ください。こちらにつきましては直近の大阪港の資料なんです、令和3年11月末現在の事業の種類別の年齢構成のデータを付けさせていただいておりますので、

こちらにもまたご参考にしていただければと思います。

次に、また説明資料（１）の４ページの方をご覧くださいませでしょうか。戻っていただきまして４ページの真ん中の３のところです。「（１）労働力の需給の調整の目標」に関する事項でございます。港湾荷役作業につきましては、企業に雇用される常用港湾労働者によることが基本となります。港湾運送の波動性に対応する企業外労働力といたしましては、港湾労働者派遣制度に基づいた、他の事業主に雇用される常用港湾労働者の派遣による対応が原則とされておりまして、こちら一層の徹底を図る事としております。

それでは、その下、４ページの下の方、「（２）労働力の需給の調整に関して講ずべき措置」の下、「イ 労働局及び公共職業安定所が講ずる措置」の（イ）についてですが、次のページの５ページへ参りまして、雇用管理者研修会というものを 11 月 12 日に港湾労働安定協会様と大阪港安定所の共催で実施して、こちら 55 名の参加がございました。その中でお時間をいただきまして、大阪港安定所の方から港湾労働法の法令遵守を中心に説明を行いまして、遵法意識の高揚を図っております。また、大阪港安定所において、令和 3 年 11 月末現在、33 社に対して、訪問指導を行っておりまして、港湾労働法の法令遵守の徹底、制度の啓発、指導を行いました。

続いて、その下の方「（二）直接雇用の日雇労働者問題への対応」というところですが、大阪港における令和 2 年度の直接雇用の日雇労働者就労延数は合計で 776 人日となっておりますが、これは港湾労働者全体の就労延数の約 0.05% となっております。

その下の、「（ホ）雇用秩序の維持」でございますが、港湾労働法遵守強化旬間を毎年 11 月 21 日から 30 日に設定しまして、港湾関係者の遵法意識の一層の高揚を図るとともに、各種の啓発事業を通じまして違法就労の防止に努めております。右側マル印のところに今年度 11 月末までの取り組みについて記載しております。雇用管理者研修会と事業所訪問指導につきましては、先程申し上げましたとおりでございます。次のページに参りまして 6 ページでございます。右上の方、現場パトロールを 43 回実施しております。また、関係行政機関で実施しております合同立入検査というものを 10 月 20 日に行っておりまして、次回は来月 2 月に実施を予定しております。また、労働者代表、使用者代表、関係行政機関からなる港湾雇用秩序連絡会議を 7 月 7 日、10 月 27 日に開催して、その構成委員による共同パトロールを 7 月 20 日、11 月 9 日及び 11 月 22 日に実施しております。大阪港ワッペン委員会は、9 月 13 日、12 月 6 日、24 日に開催され、大阪港安定所が出席しておりますが、大阪港ワッペン委員会と連携を図りながら、ワッペン制度のなお一層の定着に向けて、周知啓発を行うこととしております。

続きまして、説明資料（２）の資料 5 をご覧ください。こちらは大阪港安定所

による令和3年度の事業所訪問及びパトロールの実施状況について表にしたものでございます。こちらにつきましては、後ほど、大阪港安定所から報告の方させていただきますので省略させていただきます。

続きまして、次のページの資料6をご覧ください。こちらは令和3年度の港湾労働法遵守強化旬間における行事の実施結果ということになっております。こちらの資料についての詳細につきましては、後ほど大阪港安定所から報告させていただきます。

次のページをご覧ください。資料7でございますが、こちらは大阪港における令和3年11月末現在の派遣許可事業所状況でございます。派遣許可事業所数は60事業所の62業務となっております。昨年度に沿岸荷役の新規許可申請が1件ございまして、許可事業所数と業務数が1件ずつ増加しております。また、派遣登録者数は2,009名となっております。

続きまして、次のページの資料8をご覧ください。この資料8は、大阪港・堺泉北港におけます海運貨物取扱トン数の推移というものを昭和41年から記載した表でございます。令和2年の取扱トン数はご覧のとおり、右下のとおりということになってます。見ていただければお分かりのとおり、大阪港・堺泉北港ともに減少ということへ転じております。

それでは私の方からの説明は以上でございます。それでは続きまして、パトロールの実施状況と港湾労働法遵守強化旬間の実施結果につきましては、大阪港安定所の方から報告させていただきます。

(木戸課長)

大阪港労働公共職業安定所の木戸と申します。よろしくお願いたします。私の方からは、大阪港安定所が行っております、令和3年度の事業所訪問及び港湾パトロールの実施状況及び港湾労働法遵守強化旬間行事の実施結果について、ご説明させていただきます。着座にてご説明させていただきます。

資料は、先程使っておりました大阪労働局説明資料(2)資料5をご覧ください。令和3年4月から11月までの実施状況の表となっております。まず、左側の一覧表、事業所訪問及び港湾パトロール実施状況についてご説明いたします。訪問事業所数は港湾パトロールと併せて事業所訪問をさせていただいた上で港湾労働法の指導、啓発を行っております、その訪問件数を計上しております。件数につきましては11月末現在で33社となっております。その右側にパトロール回数がありますが、これは毎月実施しております港湾パトロールの回数を計上しております。こちらは11月末時点で合計43回となっております。そして、その右側にパトロールに対応する事業所数、隻数、上屋・倉庫数ということになっております。

次に、右側の一覧表、港湾パトロールにおける指導状況についてご説明いたします。ワッペン未貼付の事実確認はございませんが、ヘルメット未着が5月に1件、10月に2件ございました。状況をご説明いたしますと、1件目はフォークリフト運転手1名が上屋内においてヘルメット未着で作業をしておりました。2件目はフォークリフト運転手1名がコンテナからのバン出し作業中にヘルメット未着で作業をしておりました。3件目はクレーン運転手が船から鋼材の荷下ろしの作業中にヘルメット未着で作業をしておりました。いずれの事案も、一旦作業を中止させ、安全面からも運転時は必ずヘルメットを着用するよう厳重注意の上、作業責任者にも指導を行い、ヘルメット着用・ワッペン貼付を確認後、作業を再開させました。

続きまして、下段の事業所指導状況、重大違法事象についてですが、今年度は11月末まで重大違法事象は0件です。

続きまして、大阪労働局説明資料(2)資料6をご覧ください。令和3年度港湾労働法遵守強化旬間行事実施結果となっております。これと併せまして、机上配布資料の令和3年度港湾労働法遵守強化旬間写真、カラーの分ですね、こちらの方をご覧ください。11月中、大阪港安定所に横断幕及び懸垂幕を掲示するとともに、立看板を設置いたしまして、周知啓発を行いました。立看板につきましては、大阪港湾局、店社様のご協力のもと、大阪市港区港晴、通称高野堀交差点と堺泉北港の汐見埠頭に掲出いたしまして、周知啓発を行いました。2番目の文書等による周知啓発でございますが、10月29日に周知啓發文書とポスターを港湾関係事務所に郵送いたしまして、事務所へ掲示依頼を行い、旬間の周知にご協力いただきました。3番目の陸上、岸壁、海上キャンペーンでございますが、陸上キャンペーンにつきましては、例年は事業所を訪問しておりましたが、新型コロナウイルス感染予防のため、今年度は中止しておりました。この代わりに11月15日に周知啓発リーフレットとタオルを183社に郵送し、港湾労働法遵守の啓発を行いました。続きまして、岸壁キャンペーンにつきましては、机上配付資料の写真集の1ページ下段をご覧ください。11月5日に北港、16日に大阪港、18日に南港、25日に大阪港、29日に堺泉北港におきまして、荷役作業現場でのぼりを掲げ、車載拡声器を利用した港湾労働法遵守の呼びかけを大阪労働局と大阪港労働安定所の職員で行いました。海上キャンペーンにつきましては、広報船内が密になるため新型コロナウイルス感染予防のために実施をしておりません。4番目の啓発会議等でございますが、11月12日に大阪港安定所と港湾労働安定協会との共催で開催しました雇用管理者研修の場におきまして、大阪港安定所から雇用秩序の維持について説明いたしました。5番目ですが、大阪港港湾雇用秩序連絡会議委員の皆様によるパトロールでございます。先程の写真の方を1ページめくっていただきまして、2枚目をご覧ください。11月9日に大阪港方面、11月22日

に堺泉北方面のパトロールを実施いたしました。最後に、この実施結果の表には記載しておりませんが、大阪港労働安定所のプレスリリースにより、港湾労働法の遵守についてのキャンペーン実施について広報を行い、港湾海運業界専門誌のマリタイムデーリーニュースにキャンペーンについて掲載されましたのでご報告いたします。そちらにつきましては、お手元の資料を2ページめくっていただいた一番最後の方にお付けしておりますのでご参照ください。私からの説明は以上でございます。

(石黒委員)

ありがとうございました。続きまして、港湾労働者派遣制度の活用状況等について、港湾労働安定協会大阪支部の廣木支部長からご説明いただきます。よろしくお願いします。

(廣木支部長)

あらためまして、港湾労働安定協会の廣木でございます。日頃は私ども港湾労働安定協会の業務運営において何かとご協力を賜りまして、この場をお借りいたしましてお礼を申し上げます。私の方からは港湾労働者派遣制度の活用状況等につきまして、資料に基づいてご説明させていただきたいと思っております。着座にてご説明させていただきます。資料の方でございますが、ホチキス止めの一般財団法人港湾労働安定協会説明資料というものをご覧いただきたいと思っております。1枚めくっていただきまして、右上に派遣1から派遣4まで4枚ものの資料を付けさせていただきます。順にご説明させていただきたいと思っております。

まずは派遣1の資料をご覧いただきたいと思っております。主要業務取扱状況となっております。1番目としまして、港湾労働者派遣事業取扱状況でございます。この表でございますが派遣先となる事業所から港湾労働者の派遣の申込があったあつ旋申込数と、あつ旋申込に対しまして港湾労働者が派遣された派遣成立数、そして、派遣可能者が派遣成立に至らなかった派遣不調数につきまして、令和元年度、2年度の年間実績及び令和3年度と令和2年度の11月までの累計を計上しまして、前年同期比を表示しております。黄色の網掛けの部分が令和3年度の数字となります。本年度の状況でございますが、表の上から3行目にあります令和3年度の11月までの累計をご覧いただきたいと思っております。11月までのあつ旋申込数の累計でございますが4,391人となっております。その上の2年度の11月までの累計が3,167人でございますので、人数で1,224人、率でいきますと38.6%の増加となっております。その横の列でございますが荷役作業別の内訳でございますが、船内は3,157人、対前年比で78.1%の増、沿岸は718人25.0%の減、関連は516人18.1%の増となっております。占有率で見ますと、

船内があっ旋申込数全体の 71.9%を占めまして、沿岸は全体の 16.4%、関連は 11.8%となっております。

次に、まん中の派遣成立数の 11 月までの累計をご覧いただきたいと思いますが 3,354 人となっております。その上の 2 年度の 11 月までの累計が 2,766 人でございますので、人数で 588 人、率で 21.3%の増加となっております。その横に、荷役作業別の内訳になっておりますが、船内は 2,614 人、対前年比で 47.4%の増で、沿岸は 718 人で 25.0%の減、関連は 22 人で 38.9%の減となっております。占有率でいきますと、船内が派遣成立数全体の 77.9%を占めまして、沿岸は 21.4%、関連は 0.7%というふうになっております。あっ旋申込数、派遣成立数の全体ではともに増加するところがございますが、荷役作業別では船内が大きく増加する反面、沿岸が 25.0%の減と、関連の方も数字は小さいですが 38.9%の減と正反対の状況が伺えるところがございます。

次に、その右側の派遣不調数をご覧いただきたいと思いますが、3 年度の 11 月までの派遣不調数の累計でございますが、2,182 人とその上段の 2 年度の 11 月までの 3,540 人に比べ減少はしておりますが、まだまだ多い状況が続いております。この派遣不調数でございますが、冒頭で派遣可能者が派遣成立に至らなかったと申し上げましたが、各事業所では社休と呼ばれまして、作業がなく休業にあたる数となります。港湾特有の波動性によるものの他、昨年度から続きます新型コロナウイルス禍の影響などもあるものと思われまます。

その下のグラフでは 2 年度から直近までの月別のあっ旋申込数、派遣成立数の動きを比較してご覧いただけるかと思いますが、棒グラフのあっ旋申込数は月毎の上下動があるのに対しまして、折れ線グラフの派遣成立数は今年の 7 月以降は上下動が少なく平均化している傾向が覗えるところがございます。

派遣 1 の資料の説明は終わりました、続きまして、派遣 2 の資料をご覧いただきたいと思いますが、一番上の方でございますが、港湾労働者派遣日数別就労状況となっております。ご承知のとおり、港湾労働者を派遣出来る日数でございますが、現行制度では 1 人につき 1 月当たり 7 日が上限と定められております。こちらの表は、港湾労働者が 1 か月間に派遣就労しました日数、1 日から 7 日別の実人員の合計等を上段から令和元年度の年間、令和 2 年度の年間、2 年度と 3 年度の 11 月までの人員数と対前年比を表しております。左端は延べ人員数、延べ派遣就労日数にあたる数となります。右端の月平均の人数を見ていただきますと、元年度全体では 169.4 人、2 年度全体は 138.7 人、2 年度と 3 年度の 11 月までの 8 か月の平均の対比では 3 年度 168.9 人、2 年度が 138.8 人と、30.1 ポイントほど今年度は増加しております。就労日数別で見ますと、4 日の実人員数を除きまして、他の日数は全て増加しております。2 年度以降は 1 日から 3 日の派遣就労が概ね全体の 4 分の 3 を占めております。

次にその下の講習等開催状況についてでございます。港湾労働安定協会大阪支部では、例年派遣元責任者講習を年2回、雇用管理者研修会を年1回開催しております。派遣元責任者講習は6月と10月の2回の開催で、合計で53社66名の方が受講されました。雇用管理者研修の方は11月の港湾労働法遵守強化旬間に先駆けましてハローワーク大阪港労働様と共催で開催いたしました。本年度の研修では、内容の方資料にも出ておりますが、講義の方では大阪港におけます雇用秩序の維持と、私どもの神戸にございます港湾技能研修センターの利用促進についての説明を行った後、講演の方では同志社大学教授の石田信博氏を招聘しまして、今年5月に国土交通省様から公表されました「港湾労働者不足に関する実態調査」の結果を受けまして、大阪港の港湾荷役における労働力の確保と機能の強化というテーマでご講演いただき、47社55名の方が参加されました。講演では、大阪港の港湾荷役の変遷と現状や経済的背景のご説明のあと、港湾荷役の約8割を占めるコンテナ荷役の効率性のアップと、社内OJTや外部訓練施設を活用した技能訓練の充実、広報、イメージアップ強化による人材の発掘と、女性労働者などの活用のための労働環境の改善などについてご提言がございました。また、資料にございませんが、講演終了後のアンケートでは、港湾労働者の保有状況と今後の見通しにつきましてご質問させていただいたところ、現状としましては55.8%が不足と回答され、5年後の見通しでは78.8%が不足するとの回答がございました。大阪港におきましても、国土交通省様の方で行われました調査結果と同様の傾向が見受けられたところでございます。

次に、派遣3の資料の方についていただきたいと思います。こちらの方は、六大港支部別派遣事業取扱状況でございます。横書きになっておりますが、よろしく願いいたします。上の表でございますが、六大港の各支部別の派遣許可事業所・派遣対象労働者状況となっております。元年度末、2年度末と3年11月末現在の許可事業所数、派遣対象労働者数となっております。なお、川崎・下関につきましては横浜・関門支部の支所ということでございます。下の表でございますが、各支部別の派遣業務取扱状況でございます。合計と支部毎に、表の左側があっ旋申込数、右側が派遣成立数になり、各行の黄色の網掛けの部分が令和3年度、その上段が2年度の数字となります。表の中段の3行目、累計の行をご覧いただきたいと思います。左端のあっ旋申込数の合計を見ていただきますと3年度六大港の合計で153,660人となっております。その上段の2年度につきましては136,818人でございますので、人数としまして16,842人、率でいきますと12.3%の増加となっております。次に右側の派遣成立数の合計でございますが、六大港の合計、3年度でございますが17,736人で、その上段の2年度が14,191人でございますので、人数としまして3,545人25.0%の増加となっております。各支部別で見ましても、あっ旋申込数、派遣成立数ともに全支部が前年を上回っ

ております。川崎支所、下関支所につきましては対前年比がマイナスとなっておりますが、横浜支部、関門支部全体で見ればプラスとなっております状況でございます。

派遣の4の資料をご覧いただきたいと思っております。こちらの方は大阪港船内荷役取扱状況の資料でございます。大阪船内荷役協会さんからご提供いただきました数字をもとに資料を作成したものでございます。船内荷役の隻数、口数と口数の中の革新船荷役、在来船荷役の状況につきまして、元年度、2年度の状況と、そして3年の11月までの8か月間の累計と2年度の11月分までの累計を計上しまして、前年同期比で表しております。表の3行目の11月までの累計3年度の欄をご覧ください。左端の隻数でございますが、4,838隻でございます。その上段の2年11月までが4,797隻でございますので、対前年比で0.9% 41隻の増加となっております。その横の口数では、革新船、在来船荷役の合計で6,180口でございます。上段の2年度が5,906口でございますので274口、4.6%の増加となっております。荷役別で見ますと、革新船は5,013口でこちらも113口2.3%の増加となっております。在来船の方は1,167口で161口16.0%の増加となっており、鋼材等の貨物にかかる口数の増加が目立っておりましてございます。船内荷役の本年度の特徴としまして、昨年度は新型コロナの影響もございまして隻数、口数ともに減少した中で、特に在来船荷役の鋼材等の口数の減少が目立っておりましてございますが、今年度は一転して鋼材等の口数が昨年より2割増加しまして、革新船荷役では車や重機の口数も増加するなど、着実に回復傾向にあるのではないかとと思われるところでございます。一番下にございまして口数全体に占める革新船荷役の割合の方は、令和3年11月末現在で81.1%となっております。こちらの状況と派遣成立数との関係で見えていきますと、4月から11月で船内の派遣成立数、先程3年度2,614人と申し上げましたと思っておりますが、その内、革新船荷役での派遣成立は1,934人になっておりまして、在来船荷役では680人となっております。だいたい船内の派遣成立数の4分の3は革新船荷役で、主にコンテナの揚積作業で占めております。残りの4分の1が在来船荷役となっております、主に鋼材等の揚積作業となっております。

最後に大阪港におけます11月までの港湾労働者派遣取扱状況につきましてでございますが2年度はコロナの影響で既に減少しておりますので、元年度と比べてみますと、資料にはありませんが、船内荷役におきましては隻数や口数はいまだ元年度より下回っておりましてございますが、派遣成立数は元年度の同期2,419人の実績を約8%上回っている状況でございます。一方、沿岸荷役におきましては、派遣成立数は、元年度は1,166人でございました。対元年度で見ますと3年度は4割近い減少となっております。こちらの方はコロナ前の水準にはまだまだ時間を要する状況となっております。要因といたしまして、元々沿岸

作業で派遣制度を利用される事業所が限られておりました、利用されておられた事業所の方で、日々のあつ旋申込数が一昨年の夏頃から半減したまま現在まで続いておるところでございまして、こちらの方がだいぶ影響を及ぼしているのではないかとと思われるところでございます。ただし、今年度に入りまして先程労働局さんの方からもご説明がありましたように、新たに沿岸作業で派遣制度を利用される事業所も増えたところでございますので、今後徐々に回復基調になるのではないかと考えられます。

以上で大阪港におけます港湾労働者派遣制度の活用状況につきましてのご説明は終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

(石黒委員)

ありがとうございました。それでは、ただいま説明のありました2つの議題につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

(三宅委員)

ちょっと質問を。

(石黒委員)

三宅委員どうぞ。

(三宅委員)

三宅です。質問というよりは、どういうふうに見られているかな、ということでお伺いしたいんですけど。派遣成立数と六大港の日雇労働者数が見事に反比例というか、比例というか、どういうふうに言ったらいいのかわからないけれども、このへんについて、どういうふうに感じられますか。資料で出してもらっているんですけどね。

(石黒委員)

事務局からご回答いただけますでしょうか。

(三宅委員)

例えば、横浜を例にとると、派遣数と日雇労働者数が真逆になっていますよね。大阪は普通のとおりになっているんですけども。だいたい感じとしてはわかるんですけども。行政として、この数字をどういうふうに捉えているのか、見解をお聞きしたいと思います。

大阪港のように派遣の申込の数が少なく、派遣のあつ旋申込をするより日

雇労働に走ってしまっているというふうに考えていいわけか。どういふふうに見ますかというのを聞きたい。我々も、これは内部的に色々議論が必要なことなんでね。行政としての端的な、良ければ端的じゃなくてもいいんですが。

(川岸係長)

事務局の川岸です。例えば東京港、関東の方の港のそういった派遣申込があるけども、あつ旋は成立していない、それが日雇の方につながっているというようなお話だと思いますけれども、行政の見解といいますと、例えば東京局のお話になってくるんですが、東京局から聞いた情報によりますと、港湾労働者派遣制度の利用が思うように進んでいないというようなことが課題といった見解を従来から持っておられる。この港湾派遣の利用が進んでいない事情としましては、常用の港湾労働者の仕事がない時でないとは港湾派遣が出来ないわけですが、常用港湾労働者のほとんどが稼働している状況にあることから、各社とも派遣できる労働者自体をそんなに持っていないというようなことで、要は忙しい時ほどこも忙しいという実情があつて、直接雇用の日雇労働者の就労延べ数が多くなつていてということでございました。加えて、関係者のご協力と言いますか、大阪港におきましては、労使の協定で船内及び沿岸作業については常用港湾労働者以外は使わない、ただし関連作業についてはこれから除くという協定で、関連事業以外は日雇労働者を使わないという労使間での合意がなされているということをご承知しておりますが、関東の方では、このあたりの事情も異なるということでございます。他港の所掌になってくるんですけど、当局から直接どうこう言うということとは出来ないのですが、ご指摘いただきました点につきましては本省の方に随時伝えているところでございますので、これからも継続して上申していく次第でございます。また、当局として出来る取り組み、周知啓発等を行つて参りたい、六大港の担当者会議等の場で意見等を挙げていきたいと思つたので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願ひいたします。以上です。

(三宅委員)

関東と関西の温度差も若干あるとは思つていますが、使用者の皆様方もいてるからよくご存じのはずなんだけど、船内の派遣料金、それから沿岸の派遣料金が設定されている。守つているかどうかは別ですよ。けど少なくとも関東では日雇労働者の方が派遣より安くできると私は見ておるんです。登録労働者数のことを言つても仕方がないんですが、その辺のところを六大港の担当者会議とかで、後で触れようと思つているワッペン制度の問題と一緒に議論していただきたいなというふうには、これは切に思つておりますから、よろしくお願ひしときたいと思つた。

(石黒委員)

どうもありがとうございます。その他ご意見、ご質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。三宅委員、先程の追加のご意見があるようなら。

(三宅委員)

その他というか、全体を通してのものでもいいんですか。

(石黒委員)

ええ。今までご説明いただいた資料に関しまして、議題1、議題2ともに今ご質問ご意見お受けしたいと思っております。

(三宅委員)

わかりました。先程のやつに1点だけ付け加えておくと、名古屋港は論外やと思っております。ゼロでしょ。問題の港ですわ。実態として聞いているのはね。

それから、雇用秩序など安定所などが行う部分で、未貼付とか、これも大事なことなんで、他の港よりはよく出来ているというふうに思います。ところがね、実態は雇用秩序のパトロールは通知されているのかどうか分かりませんが、まあこんな状況になるんだろうなと、ここ数年見ておりましたらね。けども、現場から事業者の方、それから港湾労働者現場の方、この告発は私どもに来るんです。変な働き方をしてませんか、してます、一回見たらどうですか、とこうなる。それが実態だということを、その雇用秩序のパトロールなど、委員会ではそのことを十分に頭においてやっていただきたいということ、これはお願いベースで、お願いします。

それからですね、令和元年から5年の3年目に入りました。これはもう是非とも労政審に上げる前に今から言っておかないと間に合わないんで何回も申し上げているんですが、港湾倉庫の指定の問題です。労働局というか厚生労働省では海荷貨物になるのかな、我々では海運貨物とか港湾貨物とかいう言い方をするんですが、これの10%という定義について、私はずっと数年来言ってきました。特に沿岸倉庫が上屋から今のように銀行だとか保険会社だとか大手の海外物流倉庫のようなところが、どんどん出てきているというのは承知のとおりなんです。ですから、そういう部分については海上貨物、港湾貨物の定義が非常に難しい。10%は難しい。それと器の問題はありますよ、10万トンの10%と1万トンの10%は違いますね。この問題は、次の令和6年になるんでしょうか、この改正を今からやらないと間に合わない。実はこの問題については、前回平成29年くらいにやったら既に時遅しだったんですよ。私どもも全国港湾の労働組合を

通じて労政審の方にちゃんとやってくれるようにと言ったんですが、もうほぼ素案ができるのは2年前にできてますよね。だから今からこの部分についてはしっかりとですね、これは港湾労働法の変更になるのか、一部改正になるのかということはあるんですが、この件については今からの議論、今日をスタートにしてよろしく願いをしておきたいなというふうに思います。

それから、先程言ったように、ワッペン制度の予算については、100万円程ついたというやつは厚生労働省に聞きました。だけど具体的には進んでいない。この分について、予算取りの在り方については報告をいただきたいということと、ワッペン制度を作れということを目的としてるわけでは、実はないんです。もちろんそのことを通じて常用港湾労働者に、要するに違法就労を撲滅するために、ワッペン制度が必要じゃないでしょうか。ワッペンじゃなしに港湾労働者証を携帯する義務があるんです。それではパトロールする側で、違法な就労の仕方なのか、判別がつかないという状況があるから、大阪港ではワッペンの形が良いでしょうと、それも色を変えながら、ということですから、そのことについてはもう少し六大港の統一ができるようお願いをしたい。

それから、これも昨年来ずっと申し上げてきているんですが、この港湾労働法の六大港の適用の問題については、労働組合的にいいますと、中央労使で全港全職種ということでやっております。で、私はね、そんなもん絵に描いた餅のような協定は横に置いておいて、少なくとも六大港の周辺ということを申し上げてきているんです、ずっと。これは本省にも申し上げました。それから組合の方にも申し上げました。港毎の港労法の適用範囲の拡大、だから港毎にやるのは結構だけれども、例えば大阪港の場合ですと阪南港の近くまでいっているわけですよ。阪南港の近くまで。ところが管轄が変わるから、神崎川かどっかの川の向こう側について尼崎だとか西宮だとか芦屋に行ってしまうと無いんですよ。だけど、昨今の物流はですね、十数年来で形態が変わってきているわけなんです。そういう意味で、きちんと整理をした上で、港湾労働法の適用範囲の拡大、もしくは港の拡大、これをやるということが非常に重要になってくるんじゃないかというふうに思うんです。で、貨物量の動向を見ましてもね、そういった形であれば、例えば沿岸倉庫の場合だったら多分他港とか他のあまり法律に左右されないところへ出て行くんじゃないでしょうか。そういうことを心配しているわけ。それがずっと出てきております労働者数にも影響しているんですよ、という部分について一つよろしくですね、令和6年の改訂に向けて、きちんとした協議をしながらお願いをしたいなと。もちろん我々も、労働組合も体たらくですからね、言うたように名古屋港もみんな温度差がある、大阪港がいいと言っているのではない。使用者側も労働組合の方も、それから行政の方もきっちりとした形で、もう古くなったとは言いませんが、時代に合わなくなっている部分があるから

改訂して然るべきであろうと、そういう考え方でおりますので、一つよろしくお願ひしておきたい。以上です。

(石黒委員)

ありがとうございました。いくつかの観点からご指摘いただいたかと思いますが、事務局から何か回答できることはございますでしょうか。

(川岸係長)

はい、ご意見ありがとうございます。三宅委員の方から、今3点ばかりご意見を頂戴したと理解したんですけど、まず1点目が港湾倉庫の定義の問題ということだと思います。2点目がワッペンの進捗状況、導入状況というところと、あとは全港全職種適用の関係で港の方の港労法適用の拡大、今の現状にあった港の方に適用していくというところを速やかに、というようなお話だったと理解したんですが。

まず1点目ですね。港湾倉庫の定義のご意見のところ、ご報告という形になりますが、前回の港湾労働部会の後の動きとしまして、実はこの港湾倉庫の定義の部分で本省の方から通達が来ております。港湾倉庫の定義の問題ということで、本件につきましては、実は本省の労働政策審議会の港湾労働専門委員会の方で近年ご議論いただいていたところであると聞いておりますが、港湾倉庫の貨物量の算定基準につきまして、元々総入出庫量に占める海からの入庫量と出庫量の合計の割合が10%以上と示されている一方で、その単位につきましては容量、容積で計るのか、または重量、トン数などで計るのかなどの算出方法という基準については示されていなかったわけなんですけど、そのため各港において算出方法の基準を踏まえた現地調査を行うことができなかったということです。この部分につきまして、昨年、令和3年6月に本省から通達がございまして、算出方法を重量、トン数で計算をするという基準が示されております。大阪におきましては、以前から重量、トン数のベースで運用をしておりますので、倉庫量調査におきまして取扱いが変わるわけではないんですけど、これまで各港によって若干取扱いが統一されていなかった部分が基準として示されて、一定統一されたこととなります。大阪港の安定所としては、これまでもそうなんですけど、荷役量調査も不公平が生じないように対処しているところがございますが、今般本省から基準が示されたということもありますので、今後も引き続き対処の方をしていきたいというふうに考えているところでございます。

2点目でございますが、ワッペンの状況ですね。これは大阪港が発祥といっても過言じゃないと思うんですけど、大阪港の従前からの特色ある取り組みでございましてワッペンにつきまして、こちら本省が着目しまして、港湾における効率

的な雇用秩序の維持、港湾労働法の遵法意識の醸成のための先進的な取り組みとして六大港全港への導入に向けた動きがあるところでございます。導入に向けて、一昨年度、令和元年度に動き出したわけなんですけど、おっしゃるとおり、現時点で六大港全港に導入までには進んでいない状況でございます。本省としましては、引き続き、未実施の港湾において、港湾労使のご理解と合意が得られるよう各港湾の実情を踏まえて丁寧に対応していく予定ということで聞いております。なお、本省におきましてワッペン配布の環境整備をはかるために今年度からは全港でワッペンを配布できるだけの予算を確保しております、令和3年度に引き続き令和4年度の予算要求においてもワッペン配布に係る経費を要求しているということを聞いております。

3点目のご意見のなかで、今、港湾労働法、六大港に適用されているところを、それから近接する港湾労働法非適用港湾、大阪で言えば尼崎であるとか阪南港というようなところだと思います。人件費等のコストの低い方へ、これまでも荷物が流れているという現状がある中で、いきなりの全港適用でなくて、現実路線として、六大港に特に影響する港の方から速やかに段階的に港湾労働法の適用を考えていくべきではないかというようなご意見だったと理解しました。このいわゆる港湾労働法の全港全職種適用に伴う現在の動きとしまして、本省から聞いておりますのは、昨年3月の中央の港湾労働専門委員会の場におきまして、行政としても非適用港に対して調査を行うことで議論が進むのではないかとご指摘があったということも踏まえまして、関係労働局と、組合等や国交省様とも相談して具体的な問題点等を把握して、どの港湾にどのような観点から調査を行うべきかなどの検討をおこなっていくというような状況にあるということ聞いております。大阪の部会を発信源として、今回、議事録として厚生労働省本省の方に上申をしていきたいと思っております。以上でございます。

(石黒委員)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。三宅委員よろしいでしょうか。

(三宅委員)

1点だけね。算定方法がトン数……。雑貨類とか色々あると膨大なトン数、コイルとかあつたりするとトン数で行ったら。まさか、それでどんどんどんどん進んでいるということではないですよ。だから言われたように、倉庫指定の話になってくるんでしょうけど、容量、容積、色々なことを加味をして、今の10%ではちょっと今の時代に合わないですね。倉庫の在り方から言ってね。いわゆる倉庫ではない物流機能を持たした物流基地になっているわけでしょ。だからトン数だけという話し方は、私が聞き間違えたのか分かりませんが、ちょっとね、

難しい状況な気がするんで。その辺またはっきりわかったら教えていただきたい。以上です。

(石黒委員)

はい、どうもありがとうございます。その他、ご質問ご意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。議題1、議題2につきましてはここで質疑応答も含めて終了しまして、続きましてその他の事項としまして、近畿運輸局海事振興部貨物・港運課の寺地課長から「大阪港における船舶積卸し実績等について」説明いただきます。よろしくお願いいたします。

(寺地課長)

どうも、近畿運輸局の寺地でございます。平素は国土交通行政にご理解、ご協力いただきましてありがとうございます。また、長引くコロナ禍の中、切らさず、切れることなく港湾運送事業を継続していただいていることについて感謝いたします。また、労働環境がより厳しくなる中、現場の第一線でご尽力されておられます港湾労働者の皆様方に対しても感謝を申し上げます。私の方からはですね、配布しております資料について5分ほど頂戴いたしましてご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

まず資料の1の方をご覧ください。大阪港における港湾運送事業許可事業者数の表でございます。ここにお示ししております大阪港については、港湾運送事業法上、堺泉北港を含んでおりますのでご注意くださいようお願いいたします。令和3年12月末現在の許可数でございますが、一般港湾運送事業で71件、港湾荷役事業で81件、はしけが31件、いかだが2件、許可数の合計が185件、事業者数では145事業者となっております。なお、許可数に比べ事業者数が少ないのについては兼業で複数の事業許可を取得している事業者さんがおられるためにこのような数字になっております。記載の事業者数につきましては、地方港湾を含めまして平成29年以降変動はございません。

次に資料2の方をご覧ください。当該資料の実績数値については港湾運送事業報告規則に基づきまして、毎月港湾運送事業者さんからご提出いただいております実績を集計したのになります。この実績値の特徴といたしましては、コンテナについてはコンテナ自体を貨物と見ておりまして、実入り、それから空に関わりなく20フィートコンテナであれば32トン、40フィートコンテナであれば64トンに換算しております。また、この船舶積卸し実績には港湾運送外となる石油や石油化学薬品タンカー等のタンカー輸送貨物は含んでおりませんのでご注意ください。それらをお願いたします。それらを踏まえまして、資料の上段の大阪港における船舶

積卸し量の推移をご覧ください。令和2年度の輸入、移入、輸出、移出の合計は95,884,568トンでございました。合計で見ますと、対前年度比4.9%減となっております。内訳では移出で、中段の方のグラフになるんですが、10.2%減、輸出で4.0%減、移入で16.8%減、輸入で2.4%減となっており、内貿がコロナの影響をより多く受けたことがうかがえるところがございます。同資料の中段以降になりますが、これは品目別の積卸し実績を示しております。品目別では当然でございしますが、コンテナが圧倒的に多く、全体の82%を占めております。

もう一枚めくっていただきまして、次の資料ですね、大阪港の令和2年度の集計の内訳をお示ししております。参考に添付しております。その次の資料になりますけれども、これはですね、最新版の令和3年度の11月までの大阪港の集計になります。これも参考で付けております。最後の資料になるんですけれども、グラフのついたやつなんですけれども、これが月別の対前年度、対前々年度比較についての資料を添付しております。3年度の実績につきましては、2年度比較では、6月以外はすべて前年度実績を上回っております。しかしながら、元年度比較においてはですね、最新の11月単月については元年度実績を上回っておりますが、通期についてはコロナ前の実績には及んでいないというような状況でございします。非常に簡単ではございますが、私からは以上でございします。

(石黒委員)

どうもありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。以上でご準備いただいた資料につきましてはすべて説明いただいたことになろうかと思っておりますけれども、すべての議題につきまして、改めましてご意見、ご質問等あればお受けしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして第21回大阪地方労働審議会港湾労働部会の議事をすべて終了いたします。進行を事務局の方へお返しいたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

(八又補佐)

各委員の皆様、どうもお疲れ様でございました。本日はどうもありがとうございました。以上をもちまして第21回大阪地方労働審議会港湾労働部会を閉会いたします。長時間どうもありがとうございました。お忘れ物のないようにお気を付けてお帰りいただきますようお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。